

荒天時における臨時休業等の対応について

令和5年9月21日
鳥取県立鳥取西高等学校

1 臨時休業について

(1) 原則として、以下のいずれかの場合は臨時休業とする。

ア 午前6時の時点で、鳥取市（北部）に避難情報等の警戒レベル4（避難指示）または5（緊急安全確保）が発令されている場合

※避難情報等の警戒レベル1、2は気象庁が、3～5は市町村が発令

イ 午前6時の時点で、鳥取市（北部）に防災気象情報の警戒レベル4（土砂災害警戒情報）または5（大雨特別警報または氾濫発生情報）が発表されている場合

※防災気象情報の警戒レベルは国土交通省、気象庁、都道府県が発表

ウ 上記以外（警戒レベル3（高齢者等避難）の避難情報や防災気象情報が発令・発表された場合等）で、気象状況（積雪等）、JR等の公共交通機関の運行状況・運行計画等を総合的に判断し、臨時休業の必要がある場合

(2) 決定した内容については、決定後速やかにマチコミメール及び Classroom で配信する。

ただし、気象状況の急変などによりその後に臨時休業を決定した場合は、速やかにマチコミメール及び Classroom で配信する。その際は、生徒は以下のとおり行動する。

①自宅にいる場合……………自宅で待機する

②登校中の場合……………各自で安全を考慮し、登校または帰宅して自宅待機

③すでに登校している場合…学校の指示に従う

2 荒天等により登校できない生徒への対応について

臨時休業ではないが、「生徒居住地区が上記1（1）アまたはイに該当する」「公共交通機関の運行停止などにより安全に登校できる手段がない」等の理由で登校できない生徒は、午前8時10分までにその状況を学校に連絡する。

該当生徒は原則出席停止とし、自宅待機する。

なお、生徒は、「自らの命は自ら守る」という意識を持って、慎重に登校の判断をすること。たとえ登校中であっても、各自で安全性を考慮の上、登校または帰宅して自宅待機の判断をすること。

3 登校後に授業を中止する場合

気象状況、JR等の公共交通機関の運行状況・運行計画等を総合的に判断し、授業を打ち切り、生徒を下校させる場合がある。